

# もしも職場の人が結核にかかったら

結核 ≠ 治らない病気

結核 ≠ 働けない病気

## 結核とは

結核菌に感染することによって起こる感染症です。主に肺に感染します(肺結核)が、その他の部位でも発症することがあります。日本で新たに、年間約1万人がかかっている感染症です。

## 結核の主な症状



※2週間以上続く咳は要注意!

## 結核にかかった場合の生活

- ・結核にかかっても、感染性の低い(人にうつす可能性が低い)状態であれば、通院で治療しながら平常どおりの生活を送れます。
- ・感染性のある(人にうつす可能性がある)状態で見つかった場合は、一時的に入院治療が必要です。



## 結核の治療

複数の薬を6か月から9か月間服用します。薬に対して耐性※1があったり、糖尿病などの合併症がある場合は、治療期間が長くなることがあります。

※1:標準の治療薬が効きにくい結核菌のことです。その場合、他の薬へ変更して治療します。

## 退院後、復職時の注意点

長期の入院や治療により体力低下がある場合  
⇒体力に合わせた業務内容の検討をお願いします

職種によっては、保健所が就業制限をかける場合がありますので、一時的な配置転換や業務変更をお願いします。

(例)

- ・飲食店や小売店の接客  
(不特定多数への感染を避ける)
- ・保育士や看護師  
(乳幼児や免疫低下のある患者など、感染に弱い者への接触を避ける)



## 法的な結核患者における就業制限とは

結核患者における就業制限とは、「感染症のまん延防止を目的としたもの」を指します。※2  
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条)

具体的には「接客業その他多数の者に接触する業務」に「その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間」と規定されています。ご不明な点があれば、保健所へご相談ください。

※2:労働安全衛生法での就業の措置における「就業制限」とは意味合いが違います。

## 結核患者への偏見・差別に気をなくしましょう

結核は治療すれば周囲に感染させることはなく、治療しながら仕事することも可能です。

また結核を発病したことは本人の責任によるものではなく、誰もがかかる可能性があります。

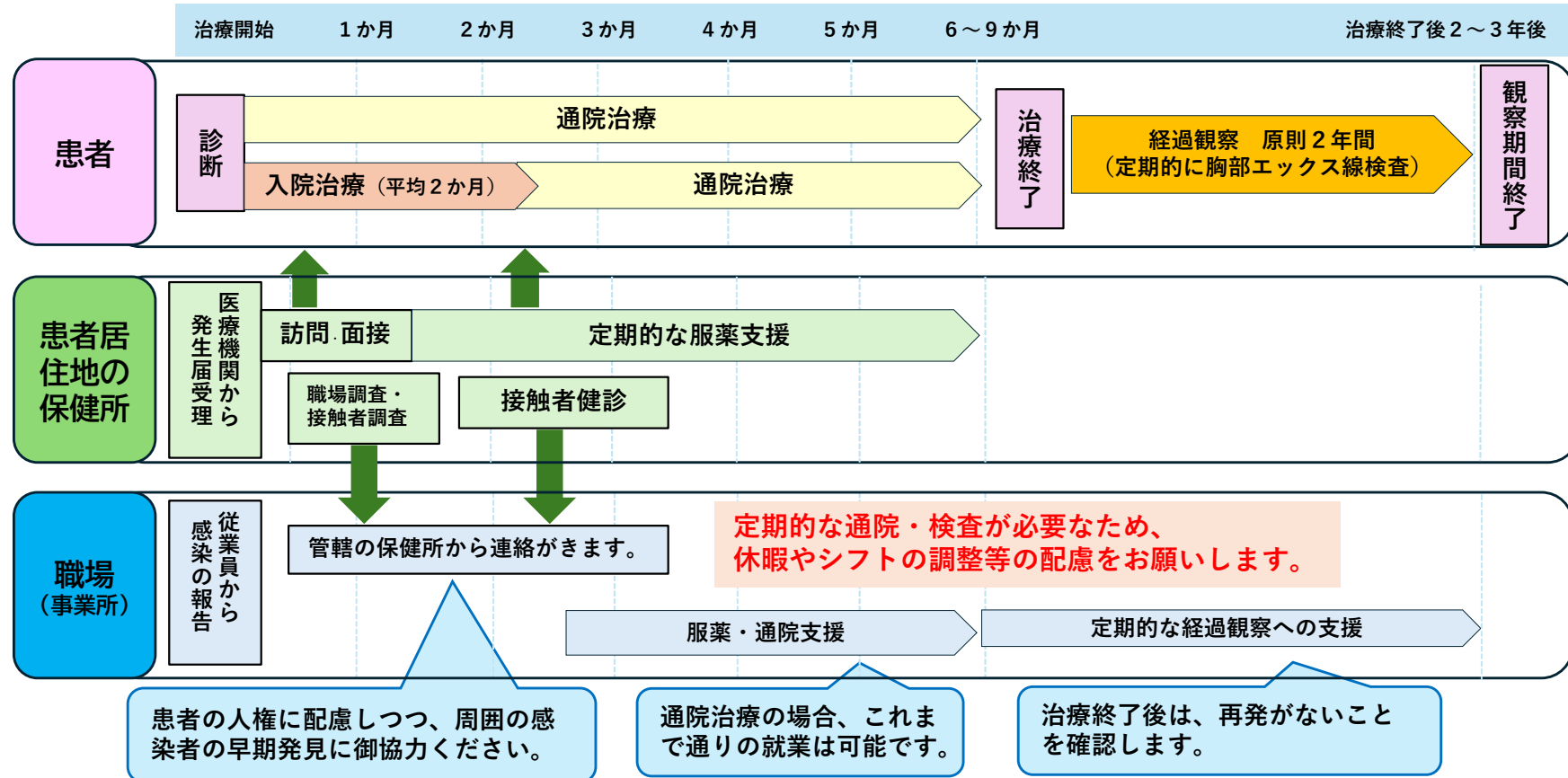
結核患者に対する偏見や差別につながらないように、職場内で細心の注意を払い、患者さんの人権を守るようお願いします。



発行：川崎市保健所  
令和8年3月

# 結核治療の流れ

結核の治療は毎日欠かさず薬を服用することが大切です



## 職場調査・接触者調査とは

保健所は、患者さんの周囲で、結核患者がいなかったか、職場での過去の健診結果などを調査します。また、患者さんと接触の多かった方や、職場の換気状況などについて調査します。

## 接触者健診とは

患者さんの結核が感染性が高いと診断された場合は、保健所は周囲の方へ健診を行います。健診が必要な場合は、連絡をします。

## 接触者健診の実際

### 【問診】

咳などの症状や、結核患者さんとの接触の有無などについて確認します。

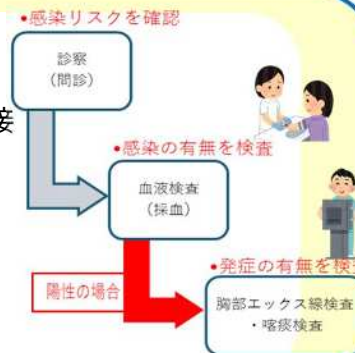
### 【血液検査(IGRA検査)】

結核に感染していないか調べます。

### 【胸部エックス線検査】

結核を発病していないか調べます。

※状況により、検査方法、検査時期は異なります。



## もしも結核に感染していたら

感染していても、結核を発症していない場合(潜在性結核感染症)は、3~9か月間、飲み薬で通院で治療します。

治療費には公費負担医療制度が適用され、自己負担額は5%程度です。